

瑞穂町行政評価委員会第41回補助金等審査分科会 審査・報告事項一覧

審査事項（1件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
7審査-1	福祉部 健康課	瑞穂町B類疾病定期予防接種費用助成金の償還払事業	1

報告事項（3件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
7報告-1	福祉部 子育て応援課	令和7年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金	2
7報告-2	福祉部 高齢者福祉課	令和7年度瑞穂町地域密着型介護サービス事業所等物価高騰緊急対策補助金	3
7報告-3	福祉部 子ども家庭センター課	幼児インフルエンザ任意予防接種助成事業（拡充）	4

・補助金の内容については、資料を参照願います。

様式

7 審査-1

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町B類疾病定期予防接種費用助成金の償還払事業																
担当部署	福祉部健康課健康係																
担当者名	鈴木 隆太																
補助対象	予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第3項に規定するB類疾病の定期の予防接種を受ける日において、町の区域内に住所を有し、次のいずれかに該当するため、町の予防接種に係る契約医療機関以外の医療機関（以下「指定医療機関以外」という。）で予防接種を受けた方 ①医療機関、施設等に長期にわたり入院し、又は入所している方 ②疾病等の理由により、入院し、又は定期的に通院している医療機関における予防接種の実施が強く推奨される方 ③災害等のやむを得ない事情により、町外に長期にわたり滞在している方 ④特段の事情により町長が特に必要と認める方																
規程等	「瑞穂町B類疾病定期予防接種費用助成金の償還払に関する要綱」を新規制定予定																
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	（1）目的 やむを得ない事情により、指定医療機関以外等において、予防接種を受けた場合に、その費用の一部を償還払により助成をすることで、感染症のまん延防止及び住民の健康の保持増進を図ることを目的とするものです。 （2）助成対象となる予防接種（B類疾病定期予防接種） <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象疾病</th><th>対象年齢</th><th>接種回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インフルエンザ</td><td>65歳以上（接種日時点）※1</td><td>1回/年</td></tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症</td><td>65歳以上（接種日時点）※1</td><td>1回/年</td></tr> <tr> <td>高齢者の肺炎球菌感染症</td><td>65歳（接種日時点）※1</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>带状疱疹</td><td>65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳（年末年齢）※2</td><td>不活化ワクチン：2回 生ワクチン：1回</td></tr> </tbody> </table> ※1 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で、身体障害者手帳1級相当の障がいをも有する方もB類疾病定期接種対象者 ※2 60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で、身体障害者手帳1級相当の障がいをも有する方もB類疾病定期接種対象者 （3）実施方法 被接種者が接種費用を一旦、医療機関へ全額支払い、後日町へ申請し、審査の上、町から助成金を交付する方法（償還払）		対象疾病	対象年齢	接種回数	インフルエンザ	65歳以上（接種日時点）※1	1回/年	新型コロナウイルス感染症	65歳以上（接種日時点）※1	1回/年	高齢者の肺炎球菌感染症	65歳（接種日時点）※1	1回	带状疱疹	65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳（年末年齢）※2	不活化ワクチン：2回 生ワクチン：1回
対象疾病	対象年齢	接種回数															
インフルエンザ	65歳以上（接種日時点）※1	1回/年															
新型コロナウイルス感染症	65歳以上（接種日時点）※1	1回/年															
高齢者の肺炎球菌感染症	65歳（接種日時点）※1	1回															
带状疱疹	65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳（年末年齢）※2	不活化ワクチン：2回 生ワクチン：1回															
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	定期予防接種実施要領（国（厚生労働省）が定める予防接種法に基づき市町村が実施する定期予防接種について、具体的な実施方法を定めたもの）において、被接種者の居住地																

以外の市町村等での定期予防接種について、償還払いを行う等の配慮をすることとされています。当事業の実施により、定期予防接種実施要領に対応するとともに、やむを得ない事情により、指定医療機関以外において予防接種を受けた被接種者の経済的負担を軽減し、感染症のまん延防止及び住民の健康の保持増進を図るものです。

補助金額

予防接種に要した費用と助成対象予防接種を接種した日が属する年度における指定医療機関等との契約に基づく予防接種費用を比較して、いずれか少ない額

(例1) インフルエンザ定期予防接種

①被接種者が医療機関へ支払った費用：5,550円

②町と指定医療機関との契約金額：3,059円

①>②のため、②の3,059円が助成金額となる。

※5,550円－3,059円＝2,491円が自己負担額となる。

(例2) インフルエンザ定期予防接種（生活保護受給者等）

①被接種者が医療機関へ支払った費用：5,550円

②町と指定医療機関との契約金額：5,559円

①<②のため、①の5,550円が助成金額となる。

【参考：令和7年度指定医療機関との契約金額】

①インフルエンザ（高齢者） 1人1回まで

65歳以上：3,059円/回

65歳以上（生活保護受給者等）：5,559円/回

②新型コロナウイルス感染症 1人1回まで

65歳以上：9,091円/回

65歳以上（生活保護受給者等）：15,591円/回

③高齢者の肺炎球菌感染症 1人1回まで

3,000円/回

④带状疱疹

不活化ワクチン：10,000円/回 1人2回まで

生ワクチン：6,000円/回 1人1回まで

補助割合

上記補助金額のとおり

※定期予防接種については、地方交付税措置とされているため、現時点では充当できる見込みの特定財源はありません。

実施期間

令和8年4月1日～

その他

今後のスケジュール

令和7年11月21日 行政評価委員会補助金等審査分科会で審査

令和8年 3月 令和8年第1回町議会定例会 一般会計予算案提出
要綱制定

4月 1日 制度開始

瑞穂町 B 類疾病定期予防接種費用助成金の償還払に関する要
綱（案）

（令和 年 月 日）
告示第 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する定期の予防接種の対象者が、やむを得ない事情により、町の予防接種に係る契約医療機関（以下「指定医療機関等」という。）以外の医療機関等において予防接種を受けた場合において、その費用の一部を予算の範囲内で償還払による助成をすることで、感染症のまん延防止及び住民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

（助成対象予防接種）

第 2 条 助成の対象となる予防接種（以下「助成対象予防接種」という。）は、法第 2 条第 3 項に規定する B 類疾病に係る予防接種であって、指定医療機関等以外の医療機関において実施されるものとする。

（助成対象予防接種対象者）

第 3 条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、助成対象予防接種を受ける日において町の区域内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）医療機関、施設等に長期にわたり入院し、又は入所している者
- （2）疾病等の理由により、入院し、又は定期的に通院している医療機関における助成対象予防接種の実施が強く推奨される者
- （3）災害等のやむを得ない事情により、町外に長期にわたり滞在している者
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、特段の事情により町長が特に必要と認める者

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、助成対象予防接種に要した費用と助成対象予防接種を接種した日が属する年度における指定医療機関等との契約に基づく予防接種費用を比較して、いずれか少ない額とする。

（助成金の申請）

第5条 令和8年4月1日以後に助成対象予防接種を受けた者であって、これに係る費用の全額を医療機関に支払ったものは、助成金の交付を受けようとするときは、瑞穂町B類疾病定期予防接種費用助成金の償還払交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、助成対象予防接種の実施日の翌日から6月以内に、町長に申請しなければならない。ただし、第4号に掲げる書類を添付することができない場合は、瑞穂町B類疾病定期予防接種費用助成金の償還払交付申請用証明書（様式第2号）の提出をもって同号に掲げる書類に代えることができる。

- （1）被接種者の氏名、住所及び生年月日を確認することができる公的証明書の写し
- （2）助成金を受け取るために指定する金融機関の預貯金口座の金融機関名、口座番号及び口座名義人を確認することができる書面等の写し
- （3）助成対象予防接種に係る実費を支払った事実及びその額並びに接種回数を証明することができる書類の原本又は写し
- （4）申請者が受けた助成対象予防接種のワクチンの種類等の記録を確認することができる書面の写し

（交付決定等及び助成金の交付）

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したとき、又は助成金の交付をしないことを決定したときは、瑞穂町B類疾病定期予防接種費用助成金の償還払交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により助成金の交付を行うことを決定した者に対し、第4条に規定する額を交付する。
- 3 助成金の交付対象となる経費は、申請者が接種を行った医療機関に支払った接種費（接種に要した交通費、宿泊費、前条第3号及び第4号に掲げる書類の発行に要した文書料等並びに接種に直

接関係しない診察料等を除く。)とする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、第5条の規定により助成対象予防接種に要する費用の助成を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為により助成を受けた場合は、当該助成に係る決定を取り消し、既に助成を受けているときは、当該助成金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 この要綱による助成金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則(平成18年規則第11号)の定めるところによる。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式

7 報告-1

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和7年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金						
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係						
担当者名	池田 隼士						
補助対象	Aグループ：町内認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園 計13園 Bグループ：一時預かり事業、定期利用保育事業、病児保育事業						
規程等	令和7年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金交付要綱						
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	・実施主体：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係 ・対象児童数：Aグループ：実施期間における各月の初日在籍児童数の合計 Bグループ：実施期間における延べ利用児童数 ・補助金額：Aグループ：児童一人当たり月額864円 Bグループ：児童一人当たり日額 35円						
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	物価高騰に直面する中、利用者から高騰分の経費を徴収することが困難な保育所等の負担（光熱費等）軽減をするものです。 令和7年9月まで実施されていた東京都の同事業について、12月まで延長されたことから、町の事業についても延長するものです。						
補助金額	※12月補正予算で9月～12月分を追加計上予定です。						
【歳入】							
款	項	目	節	細節	科目名	金額（千円）	内訳
16	02	02	04	22	保育所等物価高騰緊急対策事業補助金	1,397	△1,384,992円 ㊦ 11,270円
計						1,397	
【歳出】							
款	項	目	節	細節	細々節及び科目名	金額（千円）	内訳
03	02	02	18	01	11 保育所等物価高騰臨時対策事業補助金	1,390	△1,384,992円 ㊦ 4,200円
03	02	03	12	12	01 むさしの保育園指定管理者委託料	258	△ 256,608円 ㊦ 560円
03	02	03	12	12	02 石畑保育園指定管理者委託料	305	△ 298,080円 ㊦ 6,510円
09	04	01	18	01	07 幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金	837	△ 835,488円 ㊦ 1,050円
計						2,790	△2,775,168円 ㊦ 12,320円
補助割合	都10／10						
※公立認可保育所（Aグループ事業のみ）、幼稚園等は対象外です。							

補助対象期間

令和 7 年 4 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

その他

- ・ 令和 4 年度から令和 6 年度まで及び令和 7 年 4 月から 9 月まで都の補助を受け同様の事業を実施しています。
- ・ 令和 8 年 1 月以降の都補助事業実施に関する情報は、現在のところありません。
- ・ 幼稚園に対する都補助事業の実施に関する情報は、現在のところありません。

様式

7 報告-2

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和7年度瑞穂町地域密着型介護サービス事業所等物価高騰緊急対策補助金		
担当部署	福祉部 高齢者福祉課 介護支援係		
担当者名	鳥海 和正		
補助対象	町内に事業所等を有し、地域密着型介護保険サービスを提供する事業所等 ① 地域密着型通所介護サービス（デイサービス） ② 地域密着型認知症対応型共同生活介護サービス（グループホーム）		
規 程 等	令和7年度瑞穂町地域密着型介護サービス事業所等物価高騰緊急対策補助金交付要綱		
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	東京都の事業（「介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策支援金」、「特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金」）の対象とならない、町に所在がある以下の①、②の事業を実施する事業所等に対し実施するものです。 ①地域密着型通所介護サービス（デイサービス）において利用者を送迎する際に要した燃料費用（※東京都が対象とする介護サービスでの補助基準額を採用） ②地域密着型認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に入所している瑞穂町に住所を有する方の主に食費及び光熱費等（※東京都が対象とする施設等での基準単価を採用） 実施主体：瑞穂町 基準額：①車両1台当たり 月額1,700円 ②対象者一人当たり 月額3,907円 ※ 都の事業に準ずる		
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	町に所在がある東京都の事業の対象とならない事業所等に対し実施するものです。物価高騰等の影響を利用者に価格転嫁できない介護事業所等に対し、町が予算の範囲内で運営経費の一部を補助することで、負担軽減を図り、事業所等の安定した運営を維持する必要があるため事業を実施します。		
補助金額	①対象事業所	5か所	200,000円
	②対象事業所	1か所	210,000円
		合計	410,000円
補助割合	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		
実施期間	令和7年4月1日から令和7年12月31日まで		
その他			

様式

7 報告-3

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	幼児インフルエンザ任意予防接種助成事業（拡充）		
担当部署	福祉部	子ども家庭センター課	母子保健係
担当者名	片野 宏		
補助対象 (1) 接種対象者 予防接種を受ける日において町の区域内に住所を有し、かつ、生後6か月となる日から6歳となる日の属する令和6年度の末日までの間にある児（生後6か月から年長児まで） ※経鼻生ワクチン（拡充）の接種開始年齢は2歳から (2) 助成対象者 上記（1）の者の保護者			
規 程 等 瑞穂町幼児インフルエンザ任意予防接種実施要綱（一部改正予定）			
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 町は、予防接種に係る保護者の経済的な負担を軽減するとともに、幼児のインフルエンザの発病及び重症化を予防し、もって住民の健康増進を図ることを目的として、令和6年度から東京都の補助事業を活用し、標記助成事業を実施しています。 この度、東京都は令和7年度における補助事業において、助成対象ワクチンを従来の注射用HAワクチン（皮下注射）に加え、経鼻生ワクチン（経鼻投与）も補助の対象としたため、町の助成事業においても経鼻生ワクチンを助成対象に加えるものです。			
項 目	注射用HAワクチン	経鼻生ワクチン【拡充】	
ワクチンの種別	不活化ワクチン	生ワクチン	
接種対象年齢	生後6か月から 6歳（未就学児）まで	2歳から 6歳（未就学児）まで	
助成対象者	接種者の保護者		
助成内容	1人2回まで *1回当たりの 助成上限額2,000円	1人1回限り *助成上限額4,000円	
助成見込件数	600件(300人×2回)	200件(200人×1回)	
助成見込金額	1,200,000円	800,000円	
東京都補助	町の助成額と同額分を補助 補助割合1/2（実質） *1人当たり2,000円を上限		
助成対象期間	令和7年10月1日から令和8年1月31日まで		
※対象年齢、助成回数はいずれも東京都の補助基準に準じます。 ※いずれのワクチンも1人当たりの助成額は同じです。 ※例)			
	接種費用*目安	助成額	自己負担額
注射ワクチン	4,000円×2回＝8,000円	2,000円×2回＝4,000円	4,000円
経鼻ワクチン	8,000円×1回＝8,000円	4,000円×1回＝4,000円	4,000円

補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）

補助対象となる乳幼児は、就学児に比べて呼吸器の発達が未熟であるためマスクの着用が難しく、幼稚園・保育園等での集団感染リスクが高いなど、予防策をとりづらい環境にあります。このため、インフルエンザによる合併症リスクに対する感染症予防策として予防接種の促進を図る必要性があります。

また、経鼻生ワクチンを助成対象に加えることで、これまで注射が苦手な接種が困難だったお子さん、その対応で苦労していた保護者の負担軽減も期待できます。

補助金額

- (1) 注射用HAワクチン
助成額 接種1回当たり2,000円
助成回数 2回まで
- (2) 経鼻生ワクチン
助成額 接種1回当たり4,000円
助成回数 1回まで

財源割合**【財源】**

東京都の小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業を活用します。区市町村が接種費用の一部を負担する場合、区市町村の負担額と同額が補助されます。

(1) 注射用HAワクチン

※町補助事業（接種費用4,000円程度／回を想定）

町	都	自己負担
1,000円×2回＝ 2,000円	1,000円×2回＝ 2,000円	2,000円×2回＝ 4,000円

(2) 経鼻生ワクチン

※町補助事業（接種費用8,000円程度を想定）

町	都	自己負担
2,000円×1回＝ 2,000円	2,000円×1回＝ 2,000円	4,000円×1回＝ 4,000円

実施期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
（接種期間終了後の接種費用請求期間を見込む。）

その他

（スケジュール）

令和7年 9月24日 議員への情報提供（ポスティング）、マスコミへの情報提供
9月 要綱一部改正告示
10月 1日 助成事業開始、住民への周知